

平成 29 年 5 月 24 日（水曜日）

参議院・消費者問題に関する特別委員会

○委員長（石井みどり君） ただいまから消費者問題に関する特別委員会を開会いたします。

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○太田房江君 自由民主党の太田房江でございます。

今日は、質問の機会をいただきました。ありがとうございます。時間が限られておりますので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

全国の消費生活センターに寄せられます消費者からの相談件数、これは依然として高水準にございまして、悪質な事案がどんどん巧妙化をしていくなど、依然として消費者被害は後を絶たない状況でございます。

そうした中、消費者の被害の回復を図るために 25 年 12 月に消費者裁判手続特例法、これが成立をいたしまして、昨年 10 月から施行をされております。そして、裁判手続の主体となります特定適格消費者団体、これも一団体が既に認定をされたというふうに伺っております。

まず、この法案の内容について、一般的なことで恐縮ですけれども、今回の法案では、国民生活センターの業務として特定適格消費者団体が申立てをする仮差押えに関し担保を立てることを追加することとされております。ここでは、具体的にどのような事案におけるどういった問題が念頭に置かれ、どういう効果が期待されているのでしょうか、お伺いをしたいと思います。また、国民生活センターにおける立担保については審査手続体制の整備が必要になってこようかと思っておりますけれども、どのように進めていかれるのか、併せてお伺いをいたします。

○政府参考人（小野稔君） お答え申し上げます。

まず、効果についてでございます。

特定適格消費者団体は、消費者裁判手続特例法に基づきまして、財産の隠匿又は散逸を図る事業者に対しまして、裁判所の命令に基づき、仮差押えによって財産の保全を図った上で、訴えの提起をすることができるということとされております。

この仮差押えに際しましては、裁判所から担保を立てるように求められますが、特定適格消費者団体が恒常的に担保のための資金を用意しておくことですか迅速に資金を調達すること、こういったことは困難な状況にございます。そこで、国民生活センターが特定適格消費者団体に代わりまして仮差押えのための担保を立てることができるよう、国民生活センターの業務を追加するものでございます。

このような措置を講ずることによりまして、特定適格消費者団体が仮差押えをする

ことが可能となり、相手方事業者が財産の隠匿又は散逸を図るような事案におきましても、事業者から迅速かつ実効的に被害を回復させるということが効果として期待できるところでございます。

また、国民生活センターの立担保の審査手続の体制でございますけれども、センターが迅速かつ適切に担保を立てる業務を行うためには十分な体制を整える必要がございます。

そこで、国民生活センターにおきましては、裁判実務に通じた有識者を組織いたしまして、この方々の意見を聞きつつ審査を行うということとともに、担当の職員を配置いたしまして、特定適格消費者団体からの立担保の申請の受理、特定適格消費者団体と有識者との連絡調整などの事務的業務を行わせるということを想定してございます。

**○太田房江君** 是非、特定適格消費者団体の業務が円滑に進むように後押しをお願いしたいと思います。

それから、悪質な事案への対応策ということですが、この仮差押えというのは事業者による財産の処分を制約するという側面がございます、事業活動にも影響が生ずるというふうに思います。真つ当な事業活動を行っている事業者、特に中小企業、こういう方々に悪影響が生じることはないのかどうか、見解をお伺いいたします。

**○政府参考人（小野稔君）** お答え申し上げます。

仮差押命令が発令されますのは、事業者が財産を隠匿又は散逸させるおそれがあると裁判所によって認められた場合でございます。健全な事業者を相手方として仮差押命令の申立てをすることは元々想定されておりません。その経済活動を萎縮させるようなことはないというふうに考えているところでございます。むしろ、財産を隠匿、散逸させる悪質な事業者から仮差押えによりまして実効的に消費者の被害を回復させるということは、消費の活性化、健全な事業者の発展、公正な競争をもたらすものでございますので、国民経済の発展に寄与するものというふうに考えられておるところでございます。

また、今回の措置におきまして、国民生活センターが特定適格消費者団体に代わりまして担保を立てるということにしておりますけれども、仮差押命令に先立ちまして裁判所が審査をするということに加えまして、担保を立てる前提といたしまして国民生活センターも審査をするというものでございます。仮に濫用的な申立てであると判断されれば立担保をしないという運用とすることを想定してございます。

以上のことから、大企業、中小企業問わず、今回の法案措置によって真面目に経済活動をしている事業者、健全な事業者に悪影響を生じさせることはないというふうに考えておるところでございます。

**○太田房江君** よく分かりました。ありがとうございます。

今回の法案の趣旨は消費者被害回復の実効性を高めるということで、賛同するところ

ろでございますが、まだまだこの制度自体、あるいは特定適格消費者団体、適格消費者団体そのものもなかなか国民の中での認知度が上がっていったいないというのが実情かと思えます。古くて新しい問題かもしれませんが、消費者庁におかれましても、この認知度を上げていくことについて更に御努力をお願いしたいと思います。

次に、今回の法案には適格消費者団体の認定の有効期間を3年から6年に延長するということが含まれておりますので、この点についてお伺いをしたいと思います。今回、適格消費者団体の認定の有効期間を延長するのはどうしてか、その趣旨と目的について改めて確認をさせていただきたいと思えます。

また、有効期間を延長するという事は、適格消費者団体の事務負担の軽減ということにはこれ当然なるわけですが、他方で、有効期間の更新制というのは、適格消費者団体の活動が適正なものかどうか定期的にチェックするという役割も負っているわけであり、そうしたことから、制度の信頼性を確保するためにはこのチェックをしっかりと行うということも重要であるわけですから、この延長をした上でのこの法案の運用についてはどのようにお考えか、お答えいただきたいと思います。

**○政府参考人（小野稔君）** お答え申し上げます。

まず、有効期間の延長の趣旨でございます。

現行法上、適格消費者団体の認定の有効期間は3年間とされております。適格消費者団体は、更新の都度、申請書類を作成、提出するというために多大な事務作業を行わなければなりません。また、差止め請求を行う団体ですが、差止め請求訴訟が長期に及ぶといった事情もございます。

他方で、この差止め請求の制度は平成19年に運用を開始いたしまして、これまでの間、適格消費者団体は認定の有効期間の更新を繰り返しており、濫訴といった事態は生じておりません。また、消費者庁におきましても監督のノウハウが蓄積されているところでございます。こうした制度、10年にわたりますけれども、制度が安定的に運用されているという状況でございます。これらのことから、今回、適格消費者団体の認定の有効期間を3年から6年に延長することと法案ではいたしておるところでございます。

それから、制度の信頼性の確保でございます。適格消費者団体の認定の有効期間を延長することによりまして制度の信頼性を損なうことがあってはならないというふうに考えておるところでございます。たとえ有効期間が延長されとしても、適格消費者団体は、引き続き消費者契約法に定められた差止め請求権の行使に関する報告ですとか、年度ごとに事業報告書、財務諸表等の提出が求められており、これを実施しなくてはならないことになってございます。また、現在、消費者庁の担当職員が定例的に適格消費者団体の事務所を訪れまして関係書類の作成、保管状況等を視察する運用といたしておられますけれども、今後も同様に行うという予定にしております。

これらを確実にすることによりまして、新制度の信頼性を損なうことがないように今後とも適格消費者団体を適切に監督してまいりたいというふうに考えてございます。

○太田房江君 ありがとうございます。よろしくお伺いをいたします。

法案につきましては、この後、古賀筆頭理事からも詳細をお伺いをいたしますので、私は最後に消費者庁と消費者委員会の在り方についてちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。お許しいただきたいと思います。

消費者庁は、皆様方御存じのように、平成 19 年、福田内閣のときに消費者保護のための行政機能の強化ということを所信表明の中で総理が述べられましてその必要性を訴えられたというところに始まり、これを受けまして、平成 21 年 9 月、麻生政権下でございましたけれども、消費者を主役とする政府のかじ取り役として消費者行政を一元化する組織として創設をされたということでございます。まさに消費者の味方ということで、私も経済産業省という役所で消費者行政担当いたしましたし、このときは本当に熱気を持ってこの消費者庁の設立というものが国民に迎えられたというふうに記憶をしております。

ただ、それから約八年がたちました。この過程で消費者トラブルは多様化、複雑化の一途をたどっております。業所管の様々な消費者関係法は全部消費者庁に集められたわけですけれども、例えば実際にトラブルが起こったときに、これを消費者委員会で議論をして建議をして業所管のところに渡すというんでしょうか、お願いをして建議をして、それで実際の消費者トラブルの解決が図られるというのが今の消費者庁の一定のやり方だろうかと思っております。

例えば、今回の医療法改正案、これは美容整形に関しまして誇大広告が随分出回っているということに対応して、これに関する苦情が国民生活センターに増えてきたということをもって消費者委員会の方から建議をされて厚生労働省で対応された、ということですが、このケースでどのような対応をされたのかちょっとお伺いしておきたいと思っております。

すなわち、情報量において厚生労働省とそれから消費者庁とではこれは一定の格差がある中で、消費者の視点を生かしながら、この医療法改正案を消費者の視点から良き方向に向けていくという作業をどの程度おやりいただいたのか、関与されたのか伺っておきたいと思っております。

○政府参考人（川口康裕君） 美容医療につきましては、医療機関のホームページにおきまして厚労省のガイドラインにおいても認められていないような問題のある表示が行われている事例があるということから、消費者委員会の方から平成 27 年 7 月に建議が発出されたところでございますが、これを受けまして、28 年 2 月には消費者担当大臣から厚生労働省に対し迅速な対応を求める旨の発言を行ったところでございます。

これらを受けまして、消費者庁事務方といたしましても、私が昨年 8 月消費者庁次長といたしまして、厚生労働省医政局長を訪問し、ウェブサイト等における不適切な表示を禁止する新たな規制に関する取組についてお願いを申し上げました。また、注意喚起の共同実施、消費生活相談情報の共有など、美容医療に関する消費者被害の防止のための施策の推進について協力して取り組むことについて御相談をし、確認をしたところでございます。以後、それに基づいて動いているところでございまして、チ

ランを作成し周知を行っているというなどもしたところでございます。

また、こうした経緯を踏まえまして、厚労省の方につきましては、平成 28 年 9 月の検討会取りまとめを踏まえ、医療機関のウェブサイト等における虚偽又は誇大等の不適切な内容を禁止する規制が盛り込まれた法案というものを今国会に提出されたものと承知しております。なお、この検討会には消費者庁もオブザーバー参加をいたしまして、消費生活センター等に寄せられている美容医療に関する相談情報の提供を行ったところでございます。

**○太田房江君** 今回は大分頑張られたということで、引き続き、これからウェブ上の広告にどのような項目を挙げるのか、細目は今後の統一的な基準というのを厚生労働省の方で検討されるというふうに伺っておりますが、そこにしっかりと消費者の視点が入っていくように頑張っていたきたいと思います。

最後に、これは勇気ある質問になっちゃうかもしれないんですけども、消費者委員会の在り方についてちょっと持論を述べさせていただきたいと思います。

消費者委員会というのは、消費者行政の観点から適切な権限行使や制度改善を関係する省庁に求める、いわゆる監視機能がございます。これは私が従前より主張していることなんですけれども、この監視機能を持った消費者委員会というもののメンバーはほとんど全員が大学の先生などの学識経験者なんです。そういうことになっております。私は、ここに経済界代表というような方を加えた方がバランスが取れるんじゃないかなということを従前から申し上げてまいりました。

監視機能というと、どうしても経済界対消費者委員会というような図式になってくるわけなんですけれども、最近、消費者庁は消費者志向経営ということの推進にも取り組んでおられて、経団連もこれに積極的に参画をしておられるというふうに聞いております。今や企業も消費者志向なくして発展はないと、こういうことだと思いますし、悪質な業者ももちろんおられますけれども、経済界も、健全な消費社会の一員として、消費者志向というのはこれ大分もう根付いてきていると私は思うんです。ですから、消費者委員会にも経団連や日商といった経済界代表の意見が加わるような形にして、よりフィージブルな提案、建議を行う方が消費者委員会の機能を高めることになるのではないかと、有効になるのではないかと、こういうふうに考えております。

ノーと言うことも大変重要な役割ですけれども、一方で、消費社会の健全な一翼を担う経済界にもしっかり入ってきていただいて、より誘導型のと申しますか、より有効な建議を行っていただくような状況をつくるということもこれからは重要になってくるのではないかと、こういうことでございますので、大臣の御所見、いかがでございましょうか。

**○国務大臣（松本純君）** 委員から御紹介がありました。消費者庁は、消費者を主役とする政府のかじ取り役となるよう、各省庁に分散していた消費者行政を一元化する組織として創設されたものでございます。

他方、消費者委員会は、消費者庁を含む消費者行政全般に対する監視機能を果たす

ため、消費者庁とは個別に独立した第三者機関として内閣府に設置された組織でございます。この消費者委員会の委員は、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命することとされております。

現在、委員10名のうち半数は大学教授を本務とされている方々であります。そのほか、企業経営の御知見の深い方を含め、様々な見識を有する方に参画いただいているところでございます。特定分野や特定団体の代表という観点から委員を選定することは適当ではないのではないかと考えているところでございます。

○**太田房江君** やっぱり勇気ある提言でございまして、御意見よく分かりました。ありがとうございました。